

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第54号

改正 令和3年3月31日告示第84号
令和5年3月31日告示第43号
令和6年3月28日告示第51号
令和7年3月31日告示第51号
令和8年3月31日告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民で構成する団体（以下「対象団体」という。）及び市内の町内会その他これに準ずる団体（以下「町内会等」という。）が自らの豊かな経験や知恵を生かした提案等により、地域の活性化及びまちの魅力度アップに取り組む場合において、その活動に要する経費に対し、補助金を交付することについて、淡路市補助金等交付規則（平成17年淡路市規則第47号）及び淡路市補助金交付基準（平成19年1月26日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金の交付に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の交付対象、対象となる事業、補助金の額及び対象となる経費については、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 対象団体及び町内会等は、補助金の交付を受けようとするときは、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象団体の規則（規約、会則等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及びこれに必要な条件を付して淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした対象団体に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第5条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書（様式第4号）又は淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、淡路市まちの魅力度アップ支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 経費の支出を証明する資料(領収書など経費の内訳が確認できるもの)
 - (3) 活動状況が分かる資料(活動写真、印刷物等)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払等)

第8条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要と認めたときは、補助金を概算払することができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱その他関係法令に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定したときは、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定取消通知書により交付決定団体に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付の決定を受けた団体に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(令和6年度における補助金の額の特例)

3 令和6年度に限り、対象団体のうち、平成17年4月1日時点の小学校区(以下「旧小学校区」という。)を単位とする地区町内会又は連合町内会については、第4条の規定にかかわらず、その補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 人口1,000人未満の旧小学校区を単位とする団体 50万円
- (2) 人口1,000人以上3,000人未満の旧小学校区を単位とする団体 100万円
- (3) 人口3,000人以上の旧小学校区を単位とする団体 200万円

(令和7年度における補助金の額の特例)

4 令和7年度に限り、対象団体のうち、平成17年4月1日時点の小学校区（以下「旧小学校区」という。）を単位とする地区町内会又は連合町内会については、第4条の規定にかかわらず、その補助金の額は、次の各号に掲げる区分（令和6年4月1日時点の人口を基準とした区分とする。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度額とする。

（1） 人口1,000人未満の旧小学校区を単位とする団体 60万円

（2） 人口1,000人以上3,000人未満の旧小学校区を単位とする団体 120万円

（3） 人口3,000人以上の旧小学校区を単位とする団体 240万円

附 則（令和3年3月31日告示第84号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第51号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第51号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第73号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（淡路市活力ある地域づくり支援事業補助金交付要綱の失効に伴う経過措置）

2 令和11年3月31日までの間、この告示の施行の際現に、淡路市活力ある地域づくり支援事業補助金交付要綱（平成23年淡路市告示第38条）第3条第2号に規定する団体（以下「指定団体」という。）に対する同要綱第4条に規定する限度額（次項において「限度額」という。）に残余金がある場合の当該指定団体への補助金については、当該残余金の範囲において、この告示によるまちの魅力度アップ支援事業補助金の町内会等における指定寄付分として引き継ぐものとする。

3 前項の期間が終了した場合において、なお、指定団体に対する限度額に残余金があるときは、その使途は市長に委ねられたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

補助対象	対象となる者の条件	対象となる事業	補助金の額
対象団体	次の各号に掲げる全ての要件に該当する団体 (1) 地域の活性化に資する活動を行う団体 (2) 団体の運営に関する規則（規約、会則等）の定めがある団体 (3) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない団体 (4) 淡路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体	次の各号に掲げる全ての要件に該当する事業 (1) 地域の課題解決、交流促進、活性化等に資する事業 (2) 営利を目的としない事業 (3) 政治的又は宗教的活動を目的としない事業 (4) 補助金の交付の決定を受けた年度内に完了することができる事業 (5) 県、市その他の団体からの補助金等を受けていない事業	1 団体につき上限20万円（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
町内会等	(1) 指定寄附分 寄附者が指定した町内会等 (2) 一般分 全ての単位町内会	次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業 (1) 次のいずれかに該当する事業 ア 伝統又は文化芸能の保存又は運営に関する事業 イ 集会所の修繕、備品の購入等に関する事業 ウ 地域の緑化、美化等に関する事業 エ 地域の課題解決、交流促進、活性化等に資する事業 オ アからエまでに掲げる課題解決、交流促進、活性化等に資する事業で、複数の町内会等で実施する事業 (2) 営利を目的としない事業 (3) 政治的又は宗教的活動を目的としない事業 (4) 補助金の交付の決定を受けた年度内に完了することができる事業	(1) 指定寄附分 寄附者から指定された町内会等への淡路市夢と未来へのふるさと寄附金の総額から、当該寄附金の謝礼として発送する特産品等に要する費用の総額及び当該町内会等に交付したこの号の区分の補助金の総額を差し引いた額。ただし、一般分の補助金を利用する場合にあっては、補助対象経費に一般分の補助金を充当した後の補助対象経費に相当する額の範囲内とする。 (2) 一般分 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）で、1町内会につき、1年度限り上限50万円

別表第2（第2条関係）（対象団体分）

経費区分		補助事業の対象となる経費
賃金		対象団体の構成員に対するものは対象外とする。
報償費		講演会等に係る講師への報償費は、1回につき3万円を上限とし、複数回行う場合は合計10万円までを対象とする。ただし、対象団体の構成員に対するものは対象外とする。
旅費		講演会等に係る講師旅費（飲食に係るものを除く。）は、実際に要した金額の範囲内について対象とする。ただし、対象団体の構成員に対するものは対象外とする。
需用費	消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代等の消耗品
	燃料費	事業実施に必要な機械器具等の燃料代
	食糧費	懇親会及び対象団体の構成員に対するものは対象外とする。
	印刷製本費	チラシ・パンフレットの作成に係る印刷費（デザイン・レイアウトを含めた外部発注費用等を含む。）、コピー代等
	修繕費	対象団体の施設及び既存の備品の修繕等に係る経費は対象外とする。
役務費	通信運搬費	切手代その他の郵送料。ただし、電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外とする。
	広告料	チラシ等の新聞折込料、広告掲載費等
	保険料	イベント保険、ボランティア保険等
委託料		作業等を外部に委託する必要が認められないものは対象外とする。
使用料及び賃借料		会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料又は損料。ただし、対象団体が所有し、又は賃貸する施設に係る使用料は対象外とする。
原材料費		各種啓発のための資材、調理実習の食材（販売を目的とするものは、対象外）その他事業の実施に必要な資材の購入費
備品購入費		事業実施の上で必要不可欠なものに限り対象とし、対象団体の通常業務にも使用可能なものは対象外とする。

※ 経常的な経費及びこの要綱の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除く。

別表第3（第2条関係）（町内会等分）

経費区分		補助事業の対象となる経費
賃金		町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
報償費		町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
旅費		講演会等に係る講師旅費（飲食に係るものを除く。）は、実際に要した金額の範囲内について対象とする。ただし、町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
需用費	消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代、ふるまい、景品等の消耗品
	燃料費	事業実施に必要な機械器具等の燃料代
	食糧費	懇親会及び町内会等の構成員に対するものは対象外とする。
	印刷製本費	チラシ・パンフレットの作成に係る印刷費（デザイン・レイアウトを含めた外部発注費用等を含む。）、コピー代等
	修繕費	集会所、だんじり等の修繕
役務費	通信運搬費	切手代その他の郵送料。ただし、電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外とする。
	広告料	チラシ等の新聞折込料、広告掲載費等
	保険料	イベント保険、ボランティア保険等
委託料		作業等を外部に委託する必要が認められないものは対象外とする。
使用料及び賃借料		会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料又は損料。ただし、町内会等が所有し、又は賃貸する施設に係る使用料は対象外とする。
原材料費		各種啓発のための資材、調理実習の食材（販売を目的とするものは、対象外）その他事業の実施に必要な資材の購入費
備品購入費		町内会等の活動及び事業実施に必要な備品

※ 経常的な経費及びこの要綱の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除く。

※ この要綱によらない国、県、市及びその他の団体からの補助金等があるときは、これらの額を補助対象経費から控除する。

淡路市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付申請書

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金の交付を受けたいので、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 事業実施予定期間

事業の着手予定年月日	年	月	日
事業の完了予定年月日	年	月	日

4 添付書類

- (1) 淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画書（別記1）
- (2) 収支予算書（別記2）
- (3) 対象団体の規則（規約、会則等）

別記 1

淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画書

1 事業の目的

2 事業の概要

取組項目	取組の内容

3 事業スケジュール

実施時期	取組項目及び取組方法
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

4 その他（特記事項等があれば記載してください。）

別記 2

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	説 明
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	説 明
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致すること。

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金については、次のとおり交付の決定をしたので淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

年 月 日

淡路市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話

淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった淡路市まちの魅力度アップ支援事業の計画を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業計画の変更（中止・廃止）の理由

2 事業計画の変更の内容

※ 事業の計画を変更する場合にあっては、次の書類を添付してください。

- （1） 変更後の淡路市まちの魅力度アップ支援事業計画書
- （2） 変更後の収支予算書

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書

年 月 日付け 第 号により決定した淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金の交付の決定の内容（又は条件）を次のとおり変更したので淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、通知します。

- 1 交付決定の変更額
- | | |
|-------|---|
| 交付決定額 | 円 |
| 今回変更額 | 円 |
| 更正決定額 | 円 |
- 2 変更をする理由
- 3 変更をする事業の内容（変更額の算定基礎）
- 4 変更の条件

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金の交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項又は第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

- 1 交付決定の取消額
- 交付決定額

円
- 今回取消額

円
- 更生決定額

円
- 2 取消しをする理由
- 3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

淡路市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話

淡路市まちの魅力度アップ支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった淡路市まちの魅力度アップ支援事業については、次のとおり実施したので、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、その実績を報告します。

1 事業の名称

2 交付決定額	円
実 績 額	円
差 額	円

3 事業実施期間

事業の着手年月日	年 月 日
事業の完了年月日	年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支決算書（別記）
- (2) 領収書の写し、写真等

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	説 明
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	説 明
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致すること。

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金等交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金の交付について、次のとおり確定したので淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

淡路市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話

印

淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金について、淡路市まちの魅力度アップ支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 決 定 額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日交付 円 (/) 年 月 日交付 円 (/) 年 月 日交付 円 (/) 計 円
通常払、概算払の別	☐ 通常払 ☐ 概算払 (/)
今 回 交 付 請 求 額 ③	円
未 交 付 額 ① - ② - ③	円
概算払を必要とする理由	

- 注 1 概交付済額の欄中、(/) については当該請求回数／全体請求回数を記入してください。
- 2 通常払、概算払の別の欄中、☐ については該当するものに「☒」を記入し、(/) については今回請求回数／全体請求回数を記入してください。

補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
銀行・信用金庫 信用組合・農協 ()		普通 当座	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 振込口座が分かるもの（コピー可）を添付してください。